④	不要財産となった理由		不断の見直しにより、今後の必要性について検討した結果、不要と認められため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		55,409,275円 (41,159,252円)	18,531,000円 (10,747,980円)	2,985,108円 (1,459,946円)	12,097,648円 (5,916,674円)
⑦	控除費用		1,766,303円 (873,935円)	1,079,568円 (466,373円)	1,074,600円 (510,435円)	1,061,705円 (504,310円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	40,285,317円	10,281,607円	949,511円	5,412,364円
		納付年月日	H29. 3. 30	H29. 3. 30	H29. 3. 30	H29. 3. 30
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—	—	—
		納付年月日	—	—	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—	—	—
		納付年月日	—	—	—	—
⑨	減資額		—	—	—	—
⑩	備考		—	—	—	—

注　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑨については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

①	資産種類		土地、建物	土地、建物	土地、建物	土地、建物
②	資産名称		田井寮	水香寮	小郡宿舎	研修所
③	帳簿価額	⑴取得価額	3,225,680円	68,599,850円	97,611,821円	551,172,489円
		⑵減価償却	1,472,750円	20,098,074円	23,361,036円	124,293,849円
		⑶減損額	621,833円	45,776,772円	15,724,183円	—
		⑷帳簿価額	1,131,097円	2,725,004円	58,526,602円	426,878,640円
④	不要財産となった理由		「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	不断の見直しにより、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付